

「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務委託事業者募集要領

1 目的

当該業務は、愛媛県自転車安全利用促進条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の具体的実践方策である「思いやり1.5m」運動及び「走ろう！車道」運動の趣旨や内容を子供から高齢者までのあらゆる年齢層に分かりやすく説明するための映像を作成するにあたり、最もふさわしい専門能力を有する事業者を選定する必要な事項を定めることを目的とする。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務

(2) 委託期間

契約日から平成29年3月31日まで

(3) 業務内容

「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務委託仕様書による

(4) 委託料上限額

2,160千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課交通安全推進係（愛媛県庁第一別館3階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2321（直通）

FAX番号 089-941-0119

メールアドレス syouboubousa@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた愛媛県内に事業所を有する者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 過去 10 年間（平成 18 年度以降）に、県が委託した交通安全啓発等啓発用 DVD 制作業務、又は同様の映像資料制作の業務実績があること。

6 募集要領の配布

- (1) 募集要領の掲載期間
平成 28 年 11 月 29 日（火）から 12 月 14 日（水）まで
- (2) 募集要領の交付方法
募集要領等は、(1)の間、愛媛県HPの発注情報において閲覧することができる。
※愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>)

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式 1）を提出すること。

なお、提出期間内に参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

- (1) 提出方法
持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。
- (2) 提出期間
持参による場合は、平成 28 年 11 月 29 日（火）から 12 月 7 日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とします。なお、郵送による場合は、平成 28 年 12 月 7 日（水）の 17 時 15 分までの必着とする。
- (3) その他
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、平成 28 年 12 月 14 日（水）17 時 15 分までに、辞退届（様式 2）を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要領等に質疑がある場合は、質問票（様式3）を Word 形式により作成し、電子メールに添付のうえ「4 担当部局及び連絡先」へ送付のこと。なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

(1) 受付期間

平成 28 年 11 月 29 日（火）から 12 月 13 日（火）17 時 15 分まで

(2) 回答方法

質問者に対し、電子メールにより回答を送付する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式4）	1 部
イ 法人・団体の概要書（様式5）	6 部
ウ 企画提案書（様式6）	6 部

(2) 企画提案書の作成方法

記述はできる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として、次の点に留意して作成のこと。

ア 制作業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって工程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。

イ 構成案

- ① 映像資料のシナリオ・構成案を作成すること。
- ② 提案・・・本運動を分かりやすく理解させるための見せ方の工夫等

ウ 制作体制及び業務従事者の能力・適格性

- ① 制作体制・・・制作体制及び人員、又は外部委託する場合のその場合の委託先、担当する業務内容について記載すること。
- ② 事業者の同種業務の実績・・・過去 10 年間に実施した同種業務の主要な実績を記載すること。
- ③ 管理者の能力・適格性・実績・・・管理者の経歴・資格（専門性）、過去 10 年間に従事した同種業務の件数を記載すること。

エ 見積書

見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、平成28年12月8日（木）から12月14日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）とする。なお、郵送による場合にあっては、平成28年12月14日（水）の17時15分までに必着とする。

（5）留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

（1）選定の手続等

ア 提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は次のとおりとする。

- ・1次審査…書面審査

- ・2次審査…書面審査、プレゼンテーション及びヒアリング

ただし、提案者が5者を超えない場合は、1次審査は行わない。

ウ 1次審査における書面審査については、次のとおり実施する。なお、1次審査を行った場合、その結果は全提案者へ通知する。

実施日時…平成28年12月15日（木）

エ 2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

① 実施日時…平成28年12月22日（木）13時00分から

（個々の時間は別途通知する。）

② 実施場所…愛媛県庁 第1別館3階 災害対策室A

③ 説明時間…プレゼンテーションは15分程度とし、ヒアリングは10分程度とする。

④ 説明者…本業務に従事予定の管理者1名及びその他の者2名以内とする。

オ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

カ 審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める。（パソコン、プロジェクターは準備する。当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「4 担当部局及び連絡先」まで提出すること。なお、当日は、提案者の責任で操作すること。）

キ 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価項目

別添「評価基準」のとおり

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

12 契約方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金・・・免除

(3) 別添「シェア・ザ・ロード啓発用DVD制作業務委託仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく締約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

13 その他

(1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

<p>「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務 事業者選定評価基準</p>
--

区分	項目	審査基準
映像内容 (50点)	DVD制作 目的の理解	○ 委託業務の趣旨を理解しているか。
	構成・内容	○ 各運動を説明するものとして、適切で子供から 高齢者まで理解しやすい内容となっているか。
	独自提案等	○ 内容にインパクトがあり、訴求力があるよう工夫 されているか。
映像制作 能力 (20点)	作成体制	○ 映像撮影、映像編集につき、責任者（監修）等 の制作体制はどうか。
	実績	○ これまでの映像制作又は類似映像制作の実績 はどうか。
見積額 (30点)	価格	○ 最低提案額を1位として20点を付与。 ○ それ以下は、(最低提案額/当該提案額)×20と し、小数点以下は切捨て
	見積内容	○ 見積もり内容で、業務の実施が可能であるか。